

2020文議第142号
令和2年6月4日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
海老澤 敬子

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (5件)	第1号	場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願
	第2号	東京都に対してI Rカジノ誘致を断念するよう求める請願
	第3号	消費税率5%への引き下げを求める請願
	第4号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
	第5号	種苗法改正に関する請願
建設 (3件)	第6号	文京区としての「まちづくり」の定義や基本理念を確立したうえで、文京区の総合的な「まちづくり」に資する「『文の京』まちづくり基本条例」(仮称)の制定を求める請願
	第7号	文京区で開発・建設に携わる事業者らに対し、区の条例・要綱において「文京区都市マスタープラン」の趣旨を周知徹底することを求める請願
	第8号	中高層条例とワンルームマンション条例において、「説明会」の開催に関する規定を充実・補強するよう求める請願

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年6月2日 第1号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のために公営競馬は無観客で実施されています。これを機に、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。コロナ禍のもと、営業を続けられるか、廃業か日々悩み苦しんでいる区民に寄り添い、ギャンブル施設からの収益ではなく、それぞれの生業が持続可能となり、納税もできるように、区も補償に力を尽くして下さい。

カジノ施設を含むIR建設に、各地で「人の不幸を土台の経済成長はありえない」の声が上がっています。厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と言っています。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神・物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年6月2日 第2号
件 名	東京都に対してIRカジノ誘致を断念するよう 求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

カジノはギャンブル依存症や周辺地域の治安悪化など多くの弊害が明らかにされています。またカジノ（IR法）をめぐる元担当副大臣が収賄の容疑で逮捕されました。利権と腐敗の温床となるギャンブル・カジノを誘致するなどとんでもありません。しかも、東京都はカジノ誘致の調査費用を計上しています。

新型コロナウイルス感染拡大による自粛、休業要請により経済活動が停止され、観光旅行等も制限されるなかで、客を大量に集め、その客をカジノに誘導し、利益を上げるというIRカジノは、もはやビジネスとして成立しません。カジノ運営事業者米ラスベガス・サンズが日本進出を断念しました。

緊急事態宣言発令に伴う自粛要請のなかで、どうしてもパチンコ店に行ってしまう人たちが多数いることもわかりました。依存症との関係が社会問題となっているなか、さらにギャンブル依存症を生み出すことになるIRカジノを誘致すべきではありません。

文京区は、2004年区をあげて東京ドームでの後楽園競輪復活を阻止しています。

以上のことから東京都がIRカジノを断念するよう下記のように請願いたします。

請願事項

- 1 東京都に対しIRカジノ誘致を断念するよう要請してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年6月2日 第3号
件 名	消費税率5%への引き下げを求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹介議員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

安倍政権下で2度にわたる消費税増税が強行され、暮らしと経営に深刻な打撃を与えました。さらに新型コロナウイルス感染症の拡大によって、未曾有の経済危機が国民の暮らしと日本経済に暗い影を落としています。

消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、赤字経営の事業者にも容赦なく納税させるなど、きわめて不公平な税制です。政府は「全世代型」の名で社会保障制度を切り崩し、コロナ禍においても、公立・公的医療機関の病床を削減しようとしています。消費税が社会保障の財源であるという大義名分はもはや通用しません。

消費税減税の財源は、巨額の内部留保を蓄え、巨大なもうけをあげる巨大企業や、株で大儲けしている富裕層に応分の負担を求めることで生み出せます。

また、米国製兵器の「爆買い」や不要不急の大型公共工事に充てられる予算を子育てや教育、社会保障、災害復旧など、暮らしを支えるために使えば、格差と貧困の是正にもつながります。

以上の趣旨から、次のことを請願します。

請願事項

- 1 消費税率を5%へ引き下げることが国に求めてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年6月2日 第4号
件 名	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
請 願 者	文京区西片一丁目17番4号ハイツ西片102 文京春闘共闘会議 議長 大 谷 昇
紹 介 議 員	沢 田 けいじ 板 倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

日本の最低賃金は、地域別最低賃金と特定最低賃金となっています。多くの労働者に影響するのは、都道府県ごとに4つのランクに分けられた地域別最低賃金ですが、この2019年（令和元年）の改定では、最も高い東京都の時給1,013円、最低額は九州地方7県を中心とする15県の時給790円です。これでは毎日フルタイムで働いても月11万円～15万円の手取りにしかならず、憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”はできません。

しかも、時間額で223円に広がった地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。地域経済を再生させるうえで、最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、必要不可欠な経済対策です。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準です。また、そのほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制となっています。

全国労働組合総連合が行った最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をするうえで必要な生計費に、地域による大きな格差は認められませんでした。これは、都市部の高家賃と、地方で必須となる自家用車の維持費がほぼ同額となっている事によります。また若者が自立した生活に必要な生計費は、月に22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果が出ています。これは月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円前後にあたります。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業への助成や融資、仕事こしや単価改善につながる施策の拡充が必要です。公正取引の観点からも、下請け企業への単価削減・賃下げが押し付けられないように指導し、適正な契約で下請け企業の労働者が生活できる賃金水準を保障することが必要です。最低賃金を引き上げることで中小企業に働く労働者の賃金引き上げに連動します。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小商店・零細企業の営業が改善されます。このような地域循環型経済の確立が求められています。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金を大幅に引上げつつ地域間格差をなくして、中小企業支援策の拡充を実現することが強く求められています。

今回の請願にあたって、特に最低賃金を全国一律制に改めること、そのための中小企業への支援を求めることに、請願項目を特化したのは、これが、全国知事会の提言にもなり、日本弁護士会連合会の意見書にもなるような全国民の願いとなってきたことによります。憲法14条には「すべての国民は、法の下に平等であって・・・経済的に差別されない。」とあります。憲法の要請からも一刻も早い法改正を求めます。この意見書が、現在の最低賃金額が最も高い地域の議会から出されることが極めて重要であり、法改正に進むための先進的な取り組みとなると考えております。

以上の理由により貴議会におかれましては、下記の請願を採択され、政府ならびに関係省庁に対して意見書を提出していただくよう請願いたします。

請願事項

- 1 最低賃金の地域間格差をなくし全国一律の制度とするため、最低賃金法の改正を行うこと。
- 2 最低賃金の引き上げが進むよう、中小企業への経営支援を拡充すること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和2年6月2日 第5号
件 名	種苗法改正に関する請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div>
紹 介 議 員	宮 崎 こうき 浅 田 保 雄 関 川 けさ子 沢 田 けいじ たかはま なおき
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

2019国会で、種苗法改正法案が閣議決定されました。新型コロナウイルスの影響で、世界的な食料危機も予想されています。日本の食料自給率は37%で食料を海外に依存しています。さらに、日本の野菜の種子の90%は多国籍企業が海外で生産しています。海外の輸出が止まった場合、日本人の命を守るのは国内農家です。国内農家は高齢化で離農が進んでおり、種苗法改正で負担をかければ、食料安全保障を脅かします。文京区民の食料の安定供給にも支障がでてしまうことが懸念されます。

種子には、国民の命を支える公共的な役割があります。

農水省は、日本の優秀な種子の海外流出防止のために、登録品種の自家増殖を許諾制（原則禁止）にすると説明しています。しかし、現在の種苗法でも自家増殖した種子の海外への持ち出しは禁止されています。農水省食料産業局知的財産課の2017年の説明資料によると、流出防止には「自国内で品種登録後、速やかに外国で登録しなければ保護できない」と記載されています。それに加えて、流出防止には「国や都道府県の農業試験場の種子データを、民間企業（海外含む）に積極的に提供せよ」とする農業競争力強化支援法（8条4項）を改正することが必要です。

登録品種の自家増殖が一律で許諾性になることで弊害がでます。文京区と友好都市である魚沼市の「魚沼産コシヒカリ」は有名なブランド米で登録品種です。許諾料で販売価格が高くなれば、農家の経営、地域振興にとってはマイナスになります。農水省への品種登録には数百万円から数千万円ほどかかります。また、種苗を開発し、品種登録には、多大な投資額と開発時間がかかります。

今後、地域の農家を支え、国民の食料の安定供給を支えてきた公共機関の種子データが民間企業（海外含む）へ譲渡されれば、種子価格と許諾料は上がり、農家の経営が圧迫されて離農が進み、文京区民の食料の安定供給に支障が出るのが懸念されます。以上のような観点から、下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 種苗法改正は農家の経営を圧迫し、食料価格の上昇、食料自給率の低下を招き、文京区民の食料の安定的な確保に支障をきたす恐れがあるため、種苗法改正は慎重審議するように国に要望書を提出してください。
- 2 ゲノム編集技術は安全性への疑問が指摘されており、文京区民の健康に影響を与える恐れがあるため、ゲノム編集の種子には表示を義務付けるように国に要望書を提出してください。
- 3 新潟県魚沼市の魚沼産コシヒカリのように、各都道府県が地域の農家のために開発した公共品種は、許諾料をなくすように国に要望書を提出してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和2年6月2日 第6号
件 名	文京区としての「まちづくり」の定義や基本理念を確立したうえで、文京区の総合的な「まちづくり」に資する「『文の京』まちづくり基本条例」(仮称)の制定を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区には、昭和63年に制定した「文京区まちづくり推進要綱」等や「まちづくり」という言葉が入った条例等がありますが、他の自治体にあるような「まちづくり」に関する総合的な基本条例である「まちづくり基本条例」はありません。また、既存の条例・要綱等に於いて、文京区としての「まちづくり」の定義付けを明確に定めておらず、文京区としての「まちづくり」の基本理念も明確に打ち出していません。

一方で、区内の建築紛争は依然としてなくならないばかりか、尖鋭化するケースも出てきており、令和2年5月14日には巨大ワンルームマンション建設を巡り、工事車両の通行ルート等を含めて丁寧な説明を求める地元区民と、それを拒否して工事を強行しようとする事業者の間で議論となり、事業者側が110番通報し、警察官6人が出動する事態が発生しました。その時は、警察官が「文京区と地元区民、事業者で良く話し合ってください」ということで事業者側は引き上げたわけですが、文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を確立した、文京区の「まちづくり」の“憲法”とでもいうべき基本条例があり、事業者がそれをしっかり理解した上で開発・建築に携わるなら、こうした事態が起こることはなかったはずで、そこで、文京区の総合的な「まちづくり」に資する『『文の京』まちづくり基本条例』（仮称）制定を検討するよう区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 『『文の京』まちづくり基本条例』（仮称）を制定し、その中で文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を明記してください。
- 2 『『文の京』まちづくり基本条例』（仮称）を制定し、それに基づいた下記の仕組みや制度を整えてください。
 - 世田谷区にあるような、一定規模以上の建築物の建設を計画する際には、構想段階で区に届け出て事前に調整する仕組み
 - 江東区にあるような、一定規模以上のマンション建設計画については、事業者が土地取引等の前に建設事業に関する事項を区に届け出て事前に調整する仕組み
 - 「土砂災害警戒区域」における開発・建築に関しては、文京区として独自の厳しい基準を新たに設ける。（※特に「要配慮者利用施設」に対しては大規模自然災害に備えた安全確保対策を盛り込む）

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年6月2日 第7号
件名	文京区で開発・建設に携わる事業者らに対し、区の 条例・要綱において「文京区都市マスタープラン」 の趣旨を周知徹底することを求める請願
請願者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区内で開発・建設事業をしようとする企業の中には、地元区民らが「文京区都市マスタープラン」（以下、「文京区都市マス」といいます。）の「理念や方針と異なる」と計画の変更を求めているにもかかわらず、地元区民の指摘に真摯に耳を貸そうとせず、自社の最大利益を最優先した計画で工事を強行しようとし、大塚警察署の警察官が出動する事態が起きました（令和2年5月14日、※1）。また、昨年には、「文京区都市マス」を読みもせず土地を購入し、自社の利益だけを考えたと思えない建物を設計して隣接・近隣住民に説明するという出来事が起きています（※2）。文京区は住環境課において小冊子を作成し、その中で「文京区都市マス」の趣旨を踏まえることを記載し、都市計画課においても事業者に対し、「文京区都市マス」の趣旨について説明し理解を得ているとの立場ですが、現状では不十分と言わざるを得ません。

「文京区都市マス」の趣旨に必ずしも沿っているとは言い難い開発が進む、あるいは「文京区都市マス」と整合性が取れていないと地元区民が反対する計画が持ち上がり、建築紛争が尖鋭化し警察沙汰にまでなるのは、単に小冊子でひと言触れただけでは不十分であり、現状の都市計画部各課の対応では十分でないことの証左であると言わざるを得ません。そこで、事業者に対し、条例・要綱における「文京区都市マス」の周知徹底を区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 「宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」第3条の「各事業者の責務」に関しては「文京区基本構想及びこれに基づく計画の趣旨に整合するよう努める」となっていますが、「これに基づく計画」と曖昧な表現にとどめず、「文京区基本構想並びに文京区都市マスタープラン及びこれらに基づく計画の趣旨に整合するよう努める」と明記してください。
- 2 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関わる条例第四条の「当事者の責務」の中に、「建築主等は、文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。
- 3 ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第5条の「建築主等の責務」の中に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。

※1 小日向2丁目の巨大ワンルームマンション建設計画においては、地元区民が「文京区都市マスタープランの理念や方向性と異なる建物であり、小日向の住環境を壊す」として建築主と設計・施工会社に抜本的な計画変更を求めています、事業者は工事を強行し、建築紛争に発展しています。

※2 同じく小日向2丁目の別の場所におけるワンルームマンション建設計画においては、事業者が令和元年12月17日に「説明会」らしき集会を開いたものの、区民が「この計画は文京区都市マスタープランを読み、その趣旨を理解したうえで作ったものか」を質したところ、「文京区の条例等は読んだが、文京区都市マスタープランは読んでいない」と答え、会場は騒然としました。その後、事業者は撤退し、計画は白紙となっています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年6月2日 第8号
件名	中高層条例とワンルームマンション条例において、 「説明会」の開催に関する規定を充実・補強するよう 求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」(以下、「中高層条例」といいます。)や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」(以下、「ワンルーム条例」といいます。)があり、その中で「説明会」の開催について定めてありますが、事業者によってはこれらの条例に基づいて十分に丁寧な説明をすることなく、追加の「説明会」をすると言っておきながら自社都合で「延期」し、さらに一方的に「中止」を通告して工事を強行しようとし、建築紛争が尖鋭化するというケースが発生しています。

建築紛争が尖鋭化するのには、条例や施行規則等において「説明会」の開催に関する規定が不十分であり、事業者側が規定の隙を突く余地を与えることで「説明会」を開催する意義が失われてしまっているからに他ならないと考えます。

「説明会」は単に形式的に行えば済むというものではなく、両条例の全趣旨を踏まえれば、文京区においては「協働・協治」の理念のもと、事業者側においては地元住民の理解を得るべく真摯に誠実かつ誠意を込めて丁寧に分かりやすく説明することが求められ、特に地元区民の納得を得る努力を積み重ねる点が重要であるはずで

そこで、両条例における「説明会」の規定を充実・補強するよう区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記の請願を致します。

請願事項

- 1 両条例において、「説明会」を開催する時は「区にも通知する」という規定を加えてください。(※練馬区ではそのようになっています)
- 2 両条例において、「説明会」において隣接・近隣住民から「意見書」が提出された場合、「事業者側は見解書を提出する」という規定を加えてください。(※同)
- 3 両条例において、事業者側は「説明会」を通じて「隣接・近隣住民の了解が得られるよう努力するものとする」という規定を加えてください。(※新潟市ではそのようになっています)
- 4 両条例において、「事業者側が建築計画の変更をしたときは、すでに説明した住民に対し、改めて変更内容の説明をすることを原則とする」という規定を加えてください。(※戸田市ではそのようになっています)
- 5 両条例において、「説明会」報告書等の区への提出を義務付け、建築確認申請等の提出前までに提出するという規定を加えてください。(※新宿区、台東区、墨田区ではそのようになっています)
- 6 両条例において、事業者側による「説明会」を通じた建築計画等の説明は、「建築確認申請の前までに終了しなければならない」という規定を加えてください。(※市川市ではそのようになっています)